

## 地域密着型サービス事業所の開設者の皆様へ

地域密着型サービスのうち、**共用型指定認知症対応型通所介護**、**指定認知症対応型共同生活介護**、**指定小規模多機能型居宅介護**については、人員基準上、必要とされる従業者の員数が常勤換算方法により定められているところです。

また、各事業所においては、当該事業所の従業者の管理や業務の実施状況の把握等を一元的に行うため、常勤の管理者を置くこととなっております。

なお、管理者は、各事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされております。ただし、**管理者が介護従業者等を兼務する場合において、介護業務に従事している時の管理業務が適正に行われているかを判断する必要があります。**

そのため、管理者が介護従業者等を兼務し、その兼務に係る勤務時間を人員基準上の員数に算入することにより、常勤換算上必要とされる人員を充足しているような場合については、管理者としての職務が適正に遂行されているかどうかについて確認させていただくこととしました。

そこで、上記内容に該当する事業所については、**参考様式13「管理者の兼務に支障がない旨の申告書」**の提出をお願いいたします。

具体的事例としては、以下のような場合が該当します。

### 【事例】

- 共用型指定認知症対応型通所介護、指定認知症対応型共同生活介護
  - ・常勤の管理者が、介護従業者や計画作成担当者等を兼務する場合
- 小規模多機能型居宅介護
  - ・常勤の管理者が、介護従業者や計画作成担当者等を兼務する場合